

流通経済大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

(制定 平成 27 年 4 月 1 日)

改正 令和元年 9 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、流通経済大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対処に関する必要な事項を定める。

(定義)

この規程において「研究活動に係る不正」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に定める行為をいう。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）
- (2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）
- (4) 研究費の不正経理（重大な過失による、研究費の他の用途への使用又は関係法令、本学の規程並びに競争的資金等の交付決定内容及びこれに付した条件等に違反した研究費の使用）
- (5) 前 4 号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして、研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

2 この規程において研究者等とは、本学において研究活動に従事する教職員、研究員及びそれらの者の研究に協力する者並びに本学の施設・設備・研究費等を利用する者をいう。なお、学生及び研究生であっても研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとし、この規程の対象とする。

3 この規程において悪意に基づく告発とは、特定の他者を陥れるため又は特定の他者の研究を妨害するため等、専ら特定の他者に何らかの不利益を与えること又は特定の他者が帰属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

(研究者等の責務)

第 2 条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止にも努めるものとする。

- 2 研究者等は、研究活動に係る法令及び学内諸規程を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動に係る法令等に関する研修及び研究倫理教育に関する研修を受講しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を 10 年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第 3 条 学長は、最高管理責任者として、本学における研究活動について倫理の向上及び不正行為の防止並びに不正行為が発生した場合の対応に関する最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、専任教員の中から学長が指名し、統括管理責任者として、本学における研究活動について、学長を補佐し、実質的な統括権限と責任を持ち、不正行為の防止を図る。

(研究倫理教育責任者)

第5条 FD委員長は、研究倫理教育責任者として統括管理責任者のもと、全学における研究倫理教育についての責任と権限を持ち、研究倫理教育を定期的に行う。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止に努め、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

第2章 研究倫理委員会

(研究倫理委員会)

第6条 研究者等による不正行為を防止するため、次の各号に掲げる者を構成員とする研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。

- (1) 各学部長
- (2) 本学専任教職員のうちから、学長が指名する者 3名
- (3) 科学研究について専門知識を有する者 1名
- (4) 科学研究における行動規範について専門知識を有する者 1名
- (5) 必要に応じて法律の知識を有する外部有識者

2 倫理委員会に、委員長1名を置き、学長がこれを指名する。

3 委員長は、倫理委員会の業務を統括する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

6 倫理委員会の事務は、総務課が所管する。

(倫理委員会の職務)

第7条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理及び不正行為防止に必要な事項

第3章 告発・相談対応

(告発・相談窓口)

第8条 本学は、不正行為の告発及び相談の迅速かつ適切な対応を行うため、監査室に告発・相談窓口を置く。

2 告発・相談窓口の責任者は、監査室長を持って当てる。

(告発対応)

第9条 不正行為を発見し若しくは不正行為の疑いをもった者は、何人でも、書面の郵送及び提出、電子メール、電話又は面談等の手段により、告発を行うことができる。

2 告発にあたっては、原則として、次に掲げる各号の内容が明記されていなければならない。

- (1) 告発者の氏名、所属
- (2) 不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループの名称
- (3) 不正行為の態様とその他事案の内容

(4) 不正とする合理的理由

3 前項第1号の定めにかかわらず、監査室長は、匿名による告発について、受付が必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、監査室長は、これを前項に準じて取り扱うことができる。ただし、この場合は、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているときに限る。

5 監査室長は、告発を受け付けたときは、速やかに、統括管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者は、学長に報告するとともに当該告発に関係する学部長にその内容を通知するものとする。

6 告発・相談窓口は、郵送による告発の場合等、告発者が告発の受付が行われたかどうかについて知り得ないときは、当該告発者に受け付けた旨を通知するものとする。ただし、匿名による告発の場合は、この限りではない。

(相談対応)

第10条 不正行為の疑いがあると思つた者は、告発・相談窓口にご相談することができる。

2 告発・相談窓口は、告発の意思を明示しない相談について、その内容を確認して告発に相当する理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているものであるときは、監査室長は、相談者の了承を得た上で、統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項により報告を受けた統括管理責任者は、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係するものに対して警告を行うものとする。

(秘密保護義務)

第11条 この規定に定める業務携わるすべての者は、特に個人情報の保護に努め、業務上知ることできた秘密を他者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表が終わるまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に遺漏しないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。

3 統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に遺漏した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査結果の公表前にかかわらず、当該事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により遺漏したときは、当該者の了解は不要とする。

4 統括管理責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉及びプライバシーを侵害することのないように、配慮しなければならない。

第12条 学部長は、告発・相談をしたことを理由とする当該告発者・相談者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、告発・相談したことを理由として、当該告発者・相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 告発者・相談者に対して不利益な取扱いをした者がいた場合には、学園諸規定に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対しての懲戒処分、降格、配置転換その他、当該告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第13条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発されたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いをした者がいた場合は、学園の諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 相当な理由なしに、単に告発されたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、懲戒処分、降格、配置転換その他、当該告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。

2 悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、当該告発者に係る資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第4章 予備調査・本調査

(予備調査の実施)

第15条 第10条に定める告発があった場合又は統括管理責任者がその他相当の理由により予備調査の必要を認めた場合は、統括管理責任者は、予備調査委員会を設置し、迅速に予備調査を行う。

2 予備調査委員会は、統括管理責任者が、倫理委員会委員のうちから3名の委員を指名し、倫理委員会の議を経て任命する。

3 予備調査委員会の委員長は、統括管理責任者が指名する。

4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の内容)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発される前に被告発者によって取り下げられた論文等に対してなされた告発について予備調査を行う場合は、当該論文等の取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査の結果を倫理委員会に報告しなければならない。

2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

3 倫理委員会は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 倫理委員会は、本調査を行わないことを決定したときは、告発者に対して、その理由を添えて本調査を行わない旨文書により通知する。この場合には、資金配分機関や告発者からの求めがあった場合開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 倫理委員会は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び

関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 倫理委員会は、本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 統括管理責任者が指名した倫理委員会委員 2名

(2) 統括管理責任者が倫理委員会の議を経て指名する外部有識者 1名

(3) 統括管理責任者が倫理委員会の議を経て指名する法律の知識を有する外部有識者 1名

3 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

4 調査委員会委員には、当該告発に係る利害関係者を含んではならない。

5 調査委員会委員長は、第2項第1号の委員のうちから統括管理責任者が任命する。

(本調査実施の通知)

第19条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に対して、調査委員会委員の氏名及び所属を通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を書面により申し立てることができる。

3 前項に定める異議申立てが合った場合は、倫理委員会は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、告発者及び被告発者に対してその旨を通知する。また、異議を却下したときは、倫理委員会は、その理由を添えて異議申立てをした当該人に対して通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査を行う旨決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、本調査開始に際し、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ、その他資料の精査及び関係者へのヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者が弁明する機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。

また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認めた場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会による本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動(以下「当該研究活動」という。)とする。但し、調査委員会が必要と認めた場合は、本調査に関連した被告発者の他の研究を調査対象に含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、当該研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 当該研究が行われた研究機関が本学に所属しないときは、調査委員会は、当該研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に遺漏することのないよう、十分配慮しなければならない。

(不正行為への疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被告発者が当該研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、被告発者は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第21条第5項に定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定しなければならない。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合には、調査委員会委員長は、その理由及び認定の予定日を明記し、統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 不正行為が行われたと認定した場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 不正行為の内容及び悪質性
- (2) 不正行為に関与した者とその関与の度合
- (3) 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (4) その他必要な事項

4 調査委員会は、当該研究活動において、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

5 調査委員会は、前項を認定するに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会委員長は、第2項及び第4項に定める認定が終了したときは、直ちに書面により、調査結果(認定を含む。)を統括管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、各種実験資料および関係書類等の不存等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の報告及び通知)

第28条 倫理委員会は、第27条第6項により報告を受けた調査結果（認定を含む。）について審議する。

2 統括管理責任者は、前項の報告に基づき、速やかに、学長に認定結果を報告する。

3 学長は、認定結果を、告発者、被告発者及び被告発者以外で当該研究活動上の不正行為に関与したと認定した者（以下「関与者」という。）に通知するものとする。この場合において、被告発者又は関与者が学園以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

4 学長は、前項の通知に加えて、認定結果を当該研究活動に係る資金配分機関及び関係省庁にも通知するものとする。

5 学長は、悪意に基づく告発との認定が合った場合において、告発者が学園以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

第5章 不服申立・再調査

(不服申立)

第29条 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 後発が悪意に基づく者と認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定されたものを含む。）は、その認定について、前項と同じく、学長に対して不服申立てをすることができる。

3 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対してその旨を通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対してその旨を通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、その旨を通知する。

4 不服申立ての審査は、第19条に定める調査委員会が行う。副学長は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代もしくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。但し、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

5 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項ないし第4項に準じて指名する。

6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに、統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が認めた場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定した場合は、直ちに、統括管理責任者に報告する。

8 報告を受けた学長補佐は、学長にその旨を報告するとともに、当該不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

9 学長は、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、その旨を通知する。

(再調査)

第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が主張する根拠資料の提出を求め、その他該当事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は直ちに統括管理責任者に報告する。報告を受けた統括管理責任者は、学長にその旨を報告するとともに、当該不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、学長に対して決定した内容を報告する。なお、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づく再調査手続の結果を、速やかに告発者、被告発者及び関与者に通知するものとする。被告発者及び関与者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

第6章 公表等

(調査結果の公表)

第31条 学長は、不正行為が行われたと認定した場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項に定める公表内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法・手順等必要な事項

3 前項の定めにかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、第1号の事項を公表しないことができる。

4 当該研究活動において不正行為が行われなかったと認定した場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に遺漏していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 研究活動において不正行為がなかったこと
- (2) 論文等に故意によるものではない誤りがあったこと
- (3) 被告発者の氏名及び所属
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法・手順等必要な事項

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定した場合は、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 告発者の氏名及び所属
- (2) 悪意に基づく告発と認定した理由
- (3) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (4) 調査の方法・手順等必要な事項

(本調査中における一時的措置)

第32条 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会から調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 統括管理責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 統括管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負うものとして認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 学長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を、統括管理責任者を通して学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 統括管理責任者は、当該研究活動において不正行為が行われなかったと認定した場合は、第34条に定める本調査中における研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、第23条第1項に定める証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 統括管理責任者は、当該研究活動において不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

第7章 処分・是正措置等

(処分)

第36条 学長は、本調査の結果、当該研究活動において不正行為が行われたと認定した場合は、学園理事長(以下「理事長」という。)に報告し、不正行為に関与した者に対し法令及び学園の就業規則その他関係諸規程に従った懲戒の手続を勧告する。

2 理事長は、前項による勧告に基づき、以降の懲戒の手続を進めるものとする。

3 第2項の処分内容に即して、学長は、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 倫理委員会は、本調査の結果、不正行為が行われたと認定した場合には、統括管理責任者に対し、是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)を速やかに実施するよう提言するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の提言について学長に報告するとともに、学部長に対し、是正措置等を実施することを命ずる。また、必要に応じて本学全体における是正措置等を実施するものとする。

3 学長は、前項に基づいて本学が実施した是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学

省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第8章 その他

(事務所管)

第38条 本規程に関する事務は、総務部及び経理部が所管する。

(改廃)

第39条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定(改正)は、令和元年9月1日から施行する。

別表1

流通経済大学 研究活動上の不正行為の防止体制

(別表1)

流通経済大学 研究活動上の不正行為の防止体制図

